

## 「コープでんき」電気需給約款変更のお知らせ

国際的な燃料価格の高騰をふまえ、「コープでんき」の「きほんメニュー」および「再エネ 100%メニュー」の電気料金を改定、ならびに新メニュー「スマートメニュー」の販売を開始したく、「コープでんき」電気需給約款を 2023 年 4 月 1 日付で次のとおり変更させていただきます。

### 1. 変更の対象となる約款

「コープでんき」電気需給約款【低圧】 コープさが生活協同組合

※ 「コープでんき」は、コープ電力株式会社が供給する電力をコープさが生活協同組合が取り次ぎ、お届けしている電気です。

### 2. 変更内容

条項番号	変更内容	変更理由
第 9 条	「スマートメニュー」の追加	新メニュー追加のため
第 10 条 4. 第 11 条 4.	「きほんメニュー」・「再エネ 100%メニュー」の基本料金・電力量料金の変更	燃料価格高騰に起因した電力調達価格の上昇、託送料金の改定等のため
第 11 条 4. (4)	「再エネ 100%メニュー」の環境価値代金の変更 (0.33 円/kWh から 0.44 円/kWh に変更)	非化石証書入札の最低価格が引き上げられたため
第 12 条	<新設> 「スマートメニュー」の内容	新メニュー追加のため
第 45 条	2022 年 4 月 1 日→2023 年 4 月 1 日	約款の実施期日の変更
別紙① 2. (2)	離島ユニバーサルサービス調整における「離島基準燃料価格」等の変更	九州電力送配電(株)による内容変更のため

※ 具体的な変更内容につきましては、次頁以降の新旧対照表にてご確認ください。

### 3. 変更後の料金適用

2023 年 5 月分 (2023 年 7 月 13 日口座振替分) より適用します。

※ 4 月検針期間中に契約を終了された場合においても、変更後の単価が適用されます。

### 4. 変更後の電気需給約款の掲載先 (2023 年 4 月 1 日以降)

URL : <https://www.coopdenryoku.jp/>

### 5. 本件に関するお問い合わせ先

コープ電力株式会社 TEL:092-947-9505 (平日 9:00~17:00) 担当: 福永、近藤、三原)

電気需給約款【低圧】 新旧対照表

変更前	変更後																																												
<p>第9条 契約種別</p> <p>契約種別は、次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コープでんき きほんメニュー（以下「きほんメニュー」と言います）</li> <li>・コープでんき 再エネ100%メニュー（以下「再エネ100%メニュー」と言います）</li> </ul>	<p>第9条 契約種別</p> <p>契約種別は、次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コープでんき きほんメニュー（以下「きほんメニュー」と言います）</li> <li>・コープでんき 再エネ100%メニュー（以下「再エネ100%メニュー」と言います）</li> <li>・<u>コープでんき スマートメニュー（以下「スマートメニュー」と言います）</u></li> </ul>																																												
<p>第10条 きほんメニュー</p> <p>4. 料金（消費税等相当額を含みます。）</p> <p>(1)基本料金</p> <p>基本料金は、1月(第15条に定める意味によります。以下同様とします)につき、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p> <table border="1" data-bbox="169 1025 783 1373"> <tr><td rowspan="7">基本料金</td><td>契約電流 10 アンペア</td><td><b>282.15 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td><b>423.23 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td><b>564.30 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td><b>846.45 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td><b>1128.60 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td><b>1410.75 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td><b>1692.90 円</b></td></tr> </table> <p>(2)電力量料金</p> <p>電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="169 1507 783 1854"> <tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td><b>17.28 円</b></td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td><b>21.90 円</b></td></tr> <tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td><b>24.23 円</b></td></tr> </table>	基本料金	契約電流 10 アンペア	<b>282.15 円</b>	契約電流 15 アンペア	<b>423.23 円</b>	契約電流 20 アンペア	<b>564.30 円</b>	契約電流 30 アンペア	<b>846.45 円</b>	契約電流 40 アンペア	<b>1128.60 円</b>	契約電流 50 アンペア	<b>1410.75 円</b>	契約電流 60 アンペア	<b>1692.90 円</b>	電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<b>17.28 円</b>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<b>21.90 円</b>	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<b>24.23 円</b>	<p>第10条 きほんメニュー</p> <p>4. 料金（消費税等相当額を含みます。）</p> <p>(1)基本料金</p> <p>基本料金は、1月(第16条に定める意味によります。以下同様とします)につき、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。</p> <table border="1" data-bbox="823 1025 1437 1373"> <tr><td rowspan="7">基本料金</td><td>契約電流 10 アンペア</td><td><b>346.01 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td><b>519.01 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td><b>692.01 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td><b>1,038.02 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td><b>1,384.02 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td><b>1,730.03 円</b></td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td><b>2,076.03 円</b></td></tr> </table> <p>(2)電力量料金</p> <p>電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="823 1507 1437 1854"> <tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td><b>21.03 円</b></td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td><b>26.86 円</b></td></tr> <tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td><b>29.84 円</b></td></tr> </table>	基本料金	契約電流 10 アンペア	<b>346.01 円</b>	契約電流 15 アンペア	<b>519.01 円</b>	契約電流 20 アンペア	<b>692.01 円</b>	契約電流 30 アンペア	<b>1,038.02 円</b>	契約電流 40 アンペア	<b>1,384.02 円</b>	契約電流 50 アンペア	<b>1,730.03 円</b>	契約電流 60 アンペア	<b>2,076.03 円</b>	電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<b>21.03 円</b>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<b>26.86 円</b>	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<b>29.84 円</b>
基本料金		契約電流 10 アンペア	<b>282.15 円</b>																																										
		契約電流 15 アンペア	<b>423.23 円</b>																																										
		契約電流 20 アンペア	<b>564.30 円</b>																																										
		契約電流 30 アンペア	<b>846.45 円</b>																																										
		契約電流 40 アンペア	<b>1128.60 円</b>																																										
		契約電流 50 アンペア	<b>1410.75 円</b>																																										
	契約電流 60 アンペア	<b>1692.90 円</b>																																											
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<b>17.28 円</b>																																											
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<b>21.90 円</b>																																											
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<b>24.23 円</b>																																											
基本料金	契約電流 10 アンペア	<b>346.01 円</b>																																											
	契約電流 15 アンペア	<b>519.01 円</b>																																											
	契約電流 20 アンペア	<b>692.01 円</b>																																											
	契約電流 30 アンペア	<b>1,038.02 円</b>																																											
	契約電流 40 アンペア	<b>1,384.02 円</b>																																											
	契約電流 50 アンペア	<b>1,730.03 円</b>																																											
	契約電流 60 アンペア	<b>2,076.03 円</b>																																											
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<b>21.03 円</b>																																											
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<b>26.86 円</b>																																											
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<b>29.84 円</b>																																											

第11条 再エネ100%メニュー

4. 料金（消費税等相当額を含みます。）

(1)基本料金

基本料金は、1月につき、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

基本料金	契約電流 10 アンペア	<b>291.07 円</b>
	契約電流 15 アンペア	<b>436.61 円</b>
	契約電流 20 アンペア	<b>582.14 円</b>
	契約電流 30 アンペア	<b>873.21 円</b>
	契約電流 40 アンペア	<b>1164.28 円</b>
	契約電流 50 アンペア	<b>1455.35 円</b>
	契約電流 60 アンペア	<b>1746.42 円</b>

(2)電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します

電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<b>17.28 円</b>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<b>22.60 円</b>
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<b>25.27 円</b>

(4)環境価値料金

再生可能エネルギー指定ありの非化石証書の購入費相当額として、1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	<b>0.33 円</b>
------------	---------------

<新設>

第11条 再エネ100%メニュー

4. 料金（消費税等相当額を含みます。）

(1)基本料金

基本料金は、1月につき、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

基本料金	契約電流 10 アンペア	<b>354.93 円</b>
	契約電流 15 アンペア	<b>532.39 円</b>
	契約電流 20 アンペア	<b>709.85 円</b>
	契約電流 30 アンペア	<b>1,064.78 円</b>
	契約電流 40 アンペア	<b>1,419.70 円</b>
	契約電流 50 アンペア	<b>1,774.63 円</b>
	契約電流 60 アンペア	<b>2,129.56 円</b>

(2)電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します

電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<b>21.03 円</b>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<b>27.57 円</b>
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<b>30.88 円</b>

(4)環境価値料金

再生可能エネルギー指定ありの非化石証書の購入費相当額として、1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	<b>0.44 円</b>
------------	---------------

第12条 スマートメニュー

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10A以上であり、かつ60A以下である場合に適用します。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### 3. 契約電流

(1) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、組合員の申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(2) 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」と言います)または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、組合員において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

### 4. 料金 (消費税等相当額を含みます。)

料金は、以下の表に定める基本料金、電力量料金および別紙②に記載の方法によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1月(第16条に定める意味によります。以下同様とします)につき、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

基本料金	契約電流 10 アンペア	346.01 円
	契約電流 15 アンペア	519.01 円
	契約電流 20 アンペア	692.01 円
	契約電流 30 アンペア	1,038.02 円
	契約電流 40 アンペア	1,384.02 円
	契約電流 50 アンペア	1,730.03 円
	契約電流 60 アンペア	2,076.03 円

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金、市場連動従量料金の合計とします。

##### A) 固定従量料金

固定従量料金は、九州電力管内の一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に本小売電気事業者で算出した託送費およびサービス料金等による固定従量料金単価に、組合員の

使用電力量を乗じた金額とします。

なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、本小売電気事業者は以下の固定従量料金単価を変更することがあります。この場合、託送費等の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する固定従量料金単価に基づき、固定従量料金が計算されるものとします。

電力エリア	単位	固定従量料金単価
九州電力管内	1キロワット時につき	10.90 円

#### B) 市場連動従量料金

市場連動従量料金は、電力エリアのエリアプライス（イ）をエリア損失率（ロ）で修正した値に、組合員の使用電力量を乗じた金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨てます。

組合員の30分毎の電力使用量

$\times < \text{その30分毎のエリアプライス} \div (1 - \text{エリア損失率}) \times 1.1 \text{ (消費税相当額)} >$

#### (イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いるエリアプライスはすべて消費税抜きであり、小数点第3位を切り捨てます。

#### (ロ) エリア損失率

一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。

なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、本小売事業者は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更については、予め了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する損失率に基づき、市場連動従量料金が計算されるものとします。

電力エリア	対象となるエリアプライス (消費税抜き)	エリア損失率
九州電力管内	九州エリア エリアプライス	8.6%

#### (3) 最低月額料金

基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の

	<p><b>最低月額料金および別紙②に記載の方法によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</b></p> <table border="1" data-bbox="847 353 1412 405"> <tr> <td>1契約につき</td> <td><b>314.79円</b></td> </tr> </table>	1契約につき	<b>314.79円</b>
1契約につき	<b>314.79円</b>		
<p>第45条 約款の実施期日 約款は <b>2022年4月1日</b>より適用するものとします。</p>	<p>第46条 約款の実施期日 約款は <b>2023年4月1日</b>より適用するものとします。</p>		
<p><b>別紙① 燃料費調整</b></p> <p>2. 離島ユニバーサル調整単価 (2) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>①1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <b>52,500</b>円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = <math>(52,500 \text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> <p>②1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <b>52,500</b>円を上回り、かつ、<b>78,800</b>円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = <math>(\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{円}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> <p>③1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <b>78,800</b>円を上回る場合 離島平均燃料価格は、<b>78,800</b>円とします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 = <math>(78,800 \text{円} - 52,500 \text{円}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p>	<p><b>別紙① 燃料費調整</b></p> <p>2. 離島ユニバーサル調整単価 (2) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>①1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <b>79,300</b>円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = <math>(79,300 \text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> <p>②1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <b>79,300</b>円を上回り、かつ、<b>119,000</b>円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = <math>(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> <p>③1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <b>119,000</b>円を上回る場合 離島平均燃料価格は、<b>119,000</b>円とします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 = <math>(119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p>		

以上